

宮城県公報

行 政
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○認証食品の認証 (食産業振興課) 一

○県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 一

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 二

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催 二

告 示

○宮城県告示第九百二十四号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百七十	乾のり・焼きのり	株式会社渡辺海苔店 代表取締役社長 渡邊与志政	株式会社渡辺海苔店	本吉郡南三陸町志津川字沼田 百五十番地三十二

二 認証年月日

平成二十五年十月三十一日

○宮城県告示第九百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営七ヶ浜地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十一月八日から平成二十五年十二月六日まで

三 縦覧場所

七ヶ浜町役場

○宮城県告示第九百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十五年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	仙台市宮城野区岩切字入山(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所
入山沢	仙台市宮城野区岩切字入山(次の図のとおり)	次の図のとおり	
越路沢	仙台市太白区向山四丁目(次の図のとおり)	次の図のとおり	

鹿乙	若葉町の2	八木山本町の1	八木山本町の3	八木山本町の2	八木山本町の3	萩ヶ丘の3	秋保町長袋	向山四丁目	越路の1	岩切入山	安養寺の1	燕沢	入山の3	小鶴の2	入山の2	安養寺の3	小鶴の1	青葉	亀岡	川内澁橋
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり
仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙(次の図のとおり)	仙台市太白区八木山本町一丁目(次の図のとおり)	仙台市太白区八木山本町二丁目(次の図のとおり)	仙台市太白区八木山本町二丁目(次の図のとおり)	仙台市太白区八木山本町二丁目(次の図のとおり)	仙台市太白区八木山本町二丁目(次の図のとおり)	仙台市太白区萩ヶ丘(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町長袋字町(次の図のとおり)	仙台市太白区向山四丁目(次の図のとおり)	仙台市太白区茂ヶ崎一丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区岩切字入山(次の図のとおり)	仙台市宮城野区安養寺二丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区燕沢東三丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区岩切字入山(次の図のとおり)	仙台市宮城野区小鶴一丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区岩切字入山(次の図のとおり)	仙台市宮城野区安養寺二丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区小鶴一丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区川内亀岡町(次の図のとおり)	仙台市青葉区川内亀岡町(次の図のとおり)	仙台市青葉区川内元支倉(次の図のとおり)

て縦覧に供する。)

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

八木山南二丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区八木山南二丁目(次の図のとおり)
向陽台の2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区向陽台一丁目、同市泉区山の寺二丁目(次の図のとおり)
向陽台の3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区七北田字新道、同市泉区七北田字寺沢、同市泉区明石南一丁目(次の図のとおり)
南光台の2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区旭丘堤一丁目、同市泉区旭丘堤二丁目(次の図のとおり)
向陽台一丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区向陽台一丁目、同市泉区山の寺二丁目(次の図のとおり)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 四輪運転シミュレータ装置賃貸
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年十月三十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三菱電機クレジット(株) 東京都品川区大崎一丁目六番三号
- 五 落札金額 一億一千四百八十九万三千百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年九月二十七日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年十一月八日

宮城県教育委員会

委員長 庄子晃子

一日時 平成二十五年十一月十三日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三事 件

1 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

2 職員の仕事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二一―三六一一）